

1 基本構想策定の目的

もみじ谷葬斎場の現状を踏まえて課題を整理したうえで、現在の施設が抱える様々な課題等の解消を図るため、火葬場整備計画審議会からの意見などを踏まえ、新火葬場を整備するうえでの施設整備の基本方針や必要な機能などの基本的な考え方を示すものとして策定するものです。

2 長崎市もみじ谷葬斎場の現状等

(1) 施設等の概要

名称・所在地	長崎市もみじ谷葬斎場 長崎市淵町 26 番 6 号
主な経緯	大正 10 年 4 月 市営火葬場として設置 昭和 53 年 12 月 全面建替え 昭和 56 年 4 月 「長崎市もみじ谷葬斎場」と改称
土地・建物	敷地面積 4,163.76 m ² (地目:宅地) 鉄筋コンクリート造平屋建 (一部 2 階建) 建築面積 762.79 m ² / 延床面積 1,318.39 m ²
火 葬 炉	普通炉 10 基、大型炉 (予備炉) 1 基、小型炉 1 基 使用燃料:白灯油
そ の 他	待合室 8 室 (うち 3 室は間仕切って 6 室とし、計 11 室として使用) ※収容人数 最大 280 人 拾骨室 1 室 (間仕切って 2 室として使用) 駐車場 (バス 4 台、普通車 96 台、障害者用 1 台)

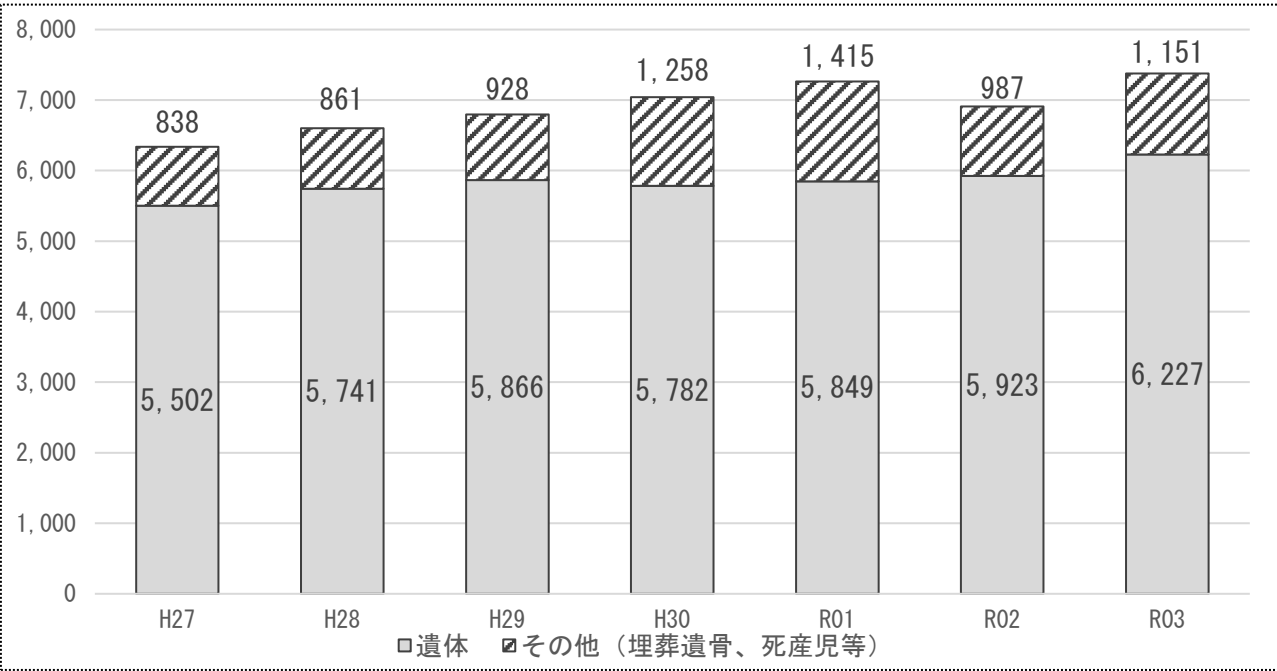
(2) 建物及び設備等の現状と主な課題

建 物	・今後のさらなる老朽化の進行に伴い、建物の補修頻度や維持管理費の増加等が懸念される。 ・火葬件数が増加傾向にある中、告別室等の諸室の不足が懸念される。
火葬機能	・火葬炉への前室 (冷却室) 設置が常設となる以前の設備であるため同室がなく、棺の入炉時に遺族等から炉内が直視でき心情等に十分配慮できない構造であるとともに、炉内での温度の急激な上昇や下降による耐火材の損耗等にも影響がある。 ・遺族等がそれぞれ専用使用できる告別室や拾骨室がない。
待合機能	・待合室不足の解消のため、簡易的なパーテーションで間仕切って使用する待合室もあり、遺族等の心情等に十分に配慮できていない。 ・畳敷きの待合室もあり、身体障害者や高齢者等には利用しにくいものとなっているなど、あらゆる人の利用を想定した待合機能となっていない。 ・待合室の収容人数を超える人数の遺族等が来場した場合に対応可能な待機場所がない。
管理機能	・建物が狭隘であるため、事務室や倉庫等の管理上必要なスペースが十分に確保できていない。
動 線	・炉前ホールから待合室への移動の際に玄関ホール (告別室) を経由する動線 (諸室の配置) となっているなど、火葬に伴う遺族等の一連の動線が玄関ホール (告別室) 付近で交錯するものとなっており、遺族等に十分な配慮ができていない。

(3) 火葬の現状と将来推計

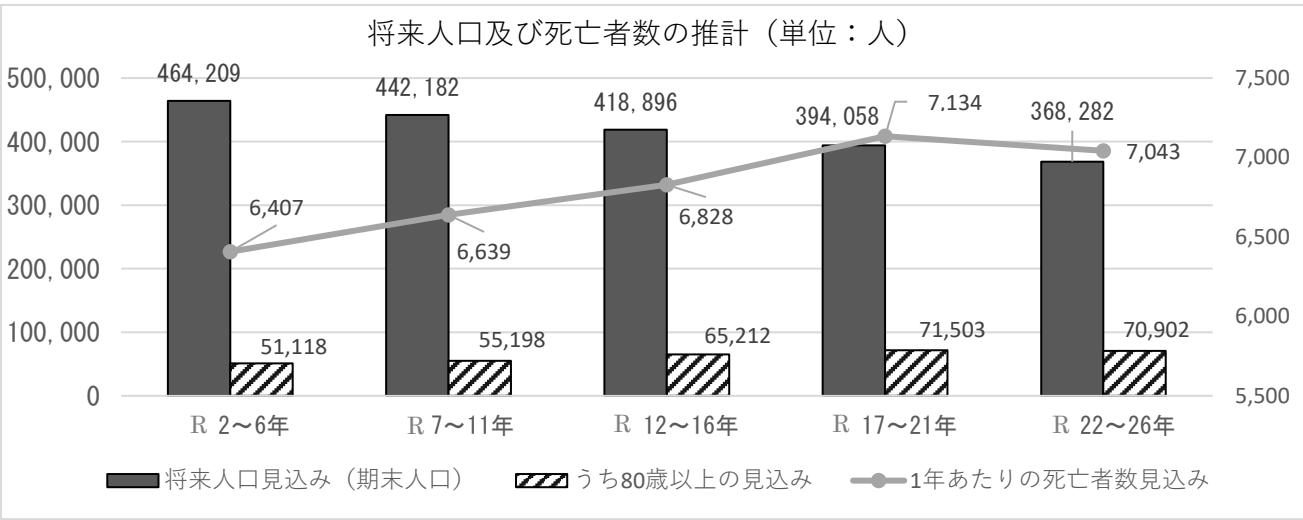
ア 火葬の現状

遺体の火葬件数は、高齢化の進展等により増加傾向にあります。



イ 火葬需要の将来推計等

国立社会保障・人口問題研究所の公表資料等に基づき将来の火葬需要等を推計すると、次のとおりと見込まれます。



・火葬件数は R17～21 年にピークを迎えると推計 7,134 件/年 (19.6 件/日)

・火葬集中日における火葬件数の推計 28.8 件/日

※19.6 件/日 × 1.47 (過去の実績に基づく火葬集中係数) = 28.8 件/日

・火葬炉数見込み 10 基 (現在と同数)

※28.8 件/日 ÷ 3.00 (1 基 1 日あたりの稼働回数) = 9.6 基 ≒ 10 基

3 施設整備にあたっての基本的な考え方

もみじ谷葬斎場は、全面建替えから 44 年を迎え、施設の目標使用年数まで残り 21 年となりますが、現在の施設は様々な課題等を抱えており、今後、より深刻になっていくことが予想されることから、これらの課題等の早期解消のための建替えに向け、施設整備の基本的な考え方を次のとおりとします。

(1) 新火葬場のめざす姿

静穏な中で安らかに故人を見送れる施設

(2) 施設整備の基本方針

静かで落ち着く空間を備えた施設	・ 故人との最後のお別れの場所として遺族等が静謐な環境で過ごせる施設 ・ 火葬場における葬送行為を遺族等が専有空間で行える施設
機能的で誰にでもやさしく、安心して利用しやすい施設	・ 身体障害者や高齢者、子供、外国人等、全ての方が安心して利用できるようユニバーサルデザイン等に配慮した施設 ・ 市内全域等からの交通アクセスの良さを考慮した施設 ・ 自然災害等の発生時においても安定的に稼働できる施設 ・ 感染症対策を考慮した施設
景観と調和し、環境にやさしい施設	・ 敷地内の緑化など景観や環境に配慮した施設 ・ 環境負荷を軽減できる火葬設備を備えた施設 ・ 省エネルギー化や太陽光等の再生可能エネルギーの導入など、環境面に配慮した施設
効率的な運営ができる施設	・ 建設費用や維持管理費用等のコスト面の縮減を考慮した施設 ・ 維持管理面の容易性や効率性を考慮した施設

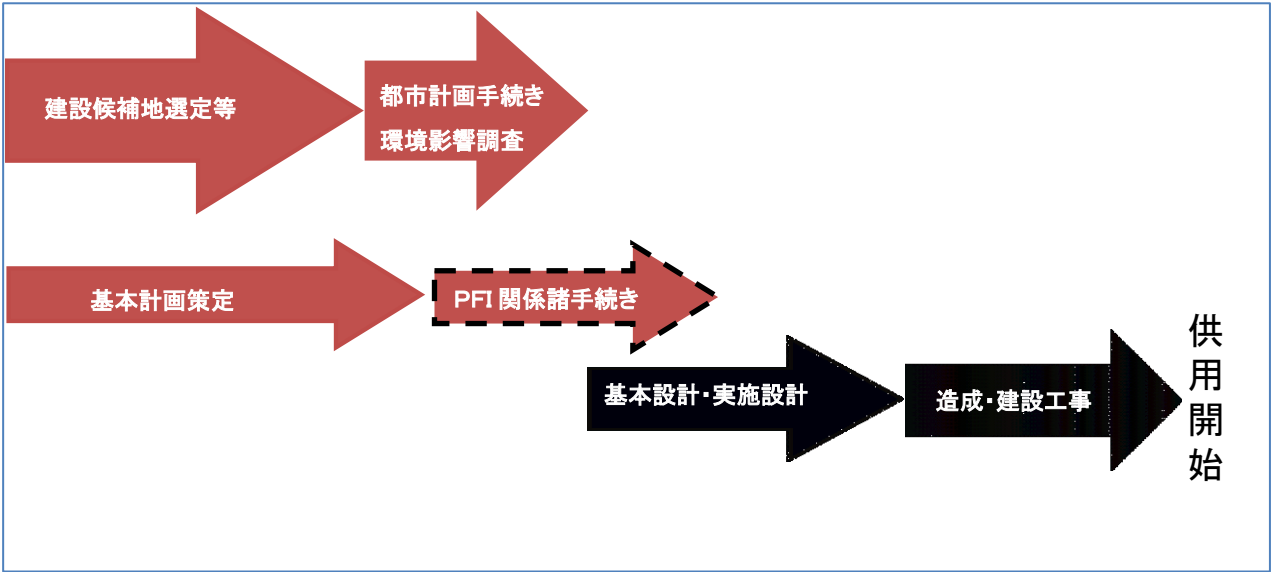
(3) 必要な機能

火葬機能	・ 将来の火葬需要に基づく必要な基数の火葬炉 ・ 環境面に配慮した火葬設備等 ・ 火葬炉の耐久性の向上や遺族等に配慮した前室（冷却室） ・ 遺族等が単独使用できる告別室や拾骨室
待合機能	・ 遺族等が単独使用できる待合室 ・ 身体障害者や高齢者等も利用しやすい待合室 ・ 大人数の遺族等にも対応できる汎用性の高い待合室や待合ホール ・ 遺族等の待合快適性等を考慮したインターネット環境やキッズルーム等
管理機能	・ 管理上必要なスペースがある事務室や倉庫等
駐車機能	・ 遺族等の来場見込み数に応じた駐車場
動 線	・ 他の遺族等と交錯しないような動線（諸室の配置）

(4) 建替え時期と場所の考え方

ア 建替え時期

現在のもみじ谷葬斎場は、令和 4 年 12 月には全面建替えから 44 年を迎え、施設の目標使用年数である 65 年（令和 25 年に該当）まで残り 21 年となりますが、現在の施設は、遺族等が単独で利用できる告別室や拾骨室がなく、また単独で利用できる待合室も少ないことに加え、一連の葬送行為に伴う遺族等の動線が交錯する諸室の配置となっているなどの様々な課題を抱えており、これらの課題は火葬件数のピークと見込まれる令和 17～21 年に向かって、より深刻になっていくことが予想されることから、これらの課題を可能な限り早期に解消するため、施設の目標使用年数を待たず、遅くとも令和 17 年度までには供用開始できるよう検討を進めることとします。



イ 建替え場所

「長崎市公共施設の適正配置基準（案）」に基づき、火葬場は市内 1 か所の配置を前提としており、建替え場所の選定にあたっては、次の視点を踏まえ候補地を選定するとともに、周辺住民等の理解も得て決定することとします。

- ・ 新火葬場に必要機能と望ましい環境が確保できる敷地規模を有する土地
- ・ 火葬場設置に係る関係法令との関係性（土砂災害防止法等）
- ・ 長与町、時津町を包含する市内全域からの交通アクセスの良さ
- ・ 周辺環境（景観、静けさ、住宅の立地状況等）
- ・ 造成等の必要性やインフラ施設の整備状況
- ・ 敷地整備等に要する概算費用